

2018 年 働くみんなの春のつどい

講演

コーヒーも
クッキーも
あるよ



【講師紹介】

早稲田大学法学部卒業、現在、
静岡大学教育学部教授。専門は憲
法。

野宿者のための静岡パトロール
事務局長として長年にわたり野
宿者支援活動を行っている。著書
に『ホームレスと自立/排除一路
上に「幸福を夢見る権利」はある
か』、『臨床憲法学』等

「労働者の 幸福を追求する権利 ～格差と貧困をこえて～」

笹沼弘志 静岡大学教授

入場無料 どなたでも参加できます



■日時: 3月25日(日)13:00～16:00

■会場: 静岡県産業経済会館第1会議室

主催: 静岡県評・県評パート臨時労組連絡会

問い合わせ先: 静岡県労働組合評議会

TEL: 054-287-1293

FAX: 054-286-7973

E-mail: kenpyo@mail.wbs.ne.jp

労働組合に入って「無期雇用」へ ～無期転換ルールが始まります～

悩んだら、困ったら、
すぐ相談しよう！

「無期転換ルール」
ってなに？

「契約更新をしない」
と言われた



パート、アルバイト、契約社員など有期雇用で働くみなさんの「無期雇用への転換制度」が2018年4月から本格化します。

同じ事業主の下で通算5年を超えて働いた場合に、本人の申し出で無期雇用（期間の定めのない労働契約）に転換させることができる制度です。

- 4つの意義
- ① 更新や雇止めの不安解消
 - ② 仕事の改善など意見が言いやすくなる
 - ③ 年休など権利の行使がしやすくなる
 - ④ 労働組合に入りやすくなる

— 無期雇用転換5年ルールとは —

契約期間が1年の場合の例



安心して働ける職場・社会に！

長時間・過密労働が蔓延し、心身の健康を損なう人、さらには命まで落とす人が後を絶ちません。ブラック企業、ブラックバイト、働いても生活できないワーキングプアが大きな社会問題になっています。

政府は、「働き方改革」で残業時間を規制すると言いつつ、過労死ラインの月100時間を上限にしたり、規制を適用除外にする制度をつくらうとしています。全労連は過労死をなくし、1日8時間働けば暮らせる社会をめざし、賃金・最低賃金の引上げと残業削減の取り組みを進めています。



「勤続5年を超えるパートは、法律が変わったので次の契約更新はしない」と雇止めを宣告された児童館のパート指導員は、労働組合に入り団体交渉に臨み、140人を超える同僚の継続雇用を約束させました。

16時間もの二交替勤務など長時間・過密労働が蔓延している医療職場では、労働組合が夜勤回数制限や時間短縮などを求め、改善を進めています。

労働組合の力で改善!!

パート・アルバイトでも
ひとりでも入れる労働組合があります

労働相談 0120-378-060
ホットライン 月～金 10:00～17:00